

災害対策関連情報について

-
1. 災害時情報共有システムについて
 2. 防災リーダー養成事業支援について

1. 災害時情報共有システムについて

災害時情報共有システムとは
(R3年度から運用開始)

- ・災害時に介護施設等へ迅速かつ適切な支援を行うため、自治体が介護施設等の被害状況を迅速に把握・共有するためのシステム



災害時情報共有システムへの入力までの手続き

①介護サービス情報公表制度対象事業所

→介護サービス情報公表システムの情報引き継がれるため、災害時情報共有システムへの**事前登録等は不要です**。IDパスワードも介護サービス情報公表システムと同じものです。

②介護サービス情報公表制度対象外事業所

(サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス)

→災害時情報共有システムへ**事前登録が必要です**。県から手続きについて通知しておりますので、内容をご確認のうえ必要な手続きを進めてください。システムへの登録が終わり次第、別途IDパスワードを通知します

①検索エンジンで

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/02/>と検索



操作マニュアル
はこちらから

介護サービス情報報告システム

[お問合せ先](#) [ヘルプ](#) [ご利用条件](#)

ID・パスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。

ID(半角英数字)	<input type="text"/>
パスワード(半角英数字)	<input type="password"/>
サービス名	介護サービスコードを選択して下さい

②ID（介護保険事業所番号or13桁）
及びパスワード（英数字小文字8文
字）を入力してください

※ 予防サービスのみ 単独で報告対象となっている事業所の場合も、「サービス名」は同種の
介護サービスを選択してログインしてください。

[全画面幅切り取り\(S\)](#)

ログイン

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

[このページのトップへ](#)

発災から被害報告までの流れ

災害発生



①報告依頼

②報告依頼

国

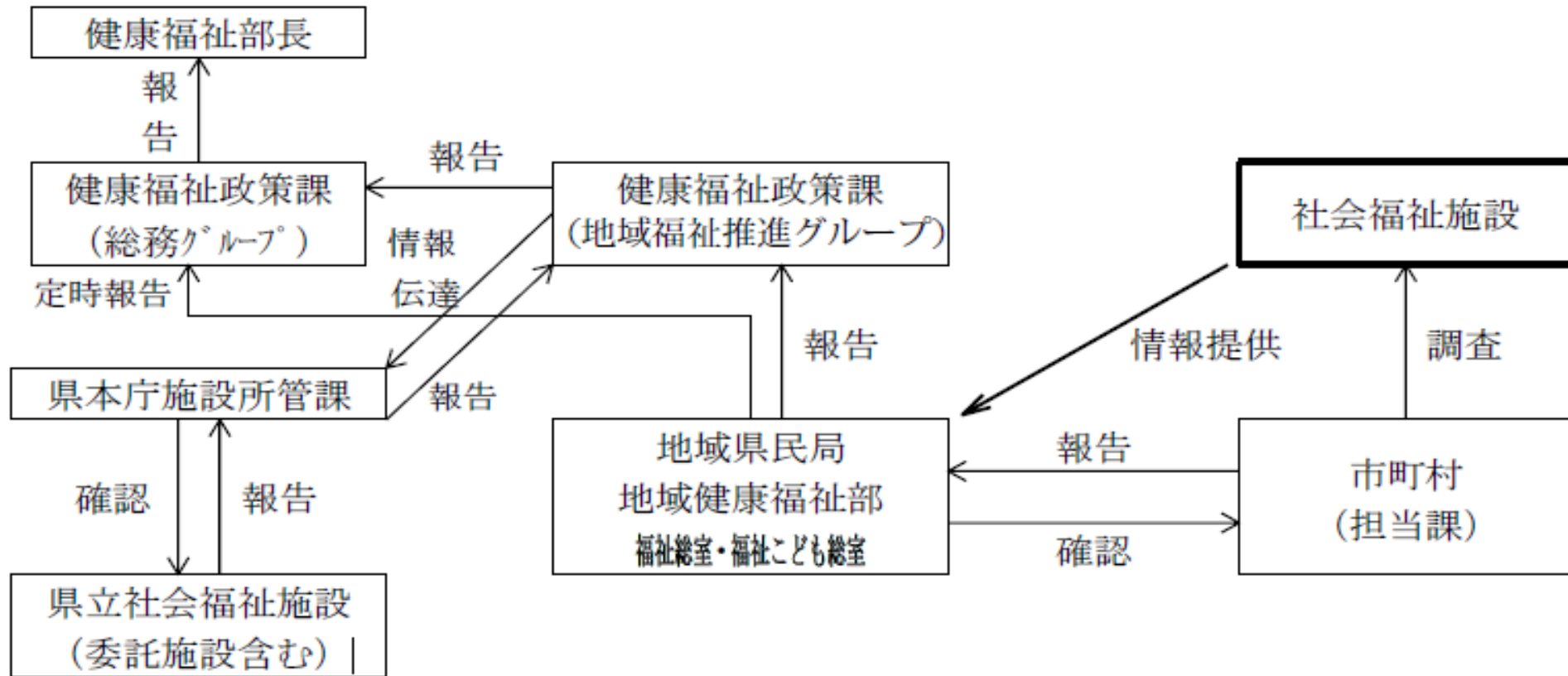
県

事業所

④被害報告
例) 被害施設○数

③県からのメールに記載URLから
ログインし被害報告
例) 人的・建物被害あり、断水等

【参考】 社会福祉施設被害報告の流れ



暴風・高波・大雨等による人的、物的被害が発生した場合には、
市町村及び管轄の地域県民局地域健康福祉部福祉総室へ

2.介護施設等における防災リーダー養成等支援事業

- 介護施設等は、自力避難困難な方が多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、災害に備えた十分な対策を講じることが必要である。
- 介護施設等の介護職員については、災害発生時において、現場で避難のタイミング等を判断することが必要となるため、防災知識の習得などが求められる。
- そこで防災知識の習得のため、集団指導の際に防災・減災に関する研修を行う。また各介護施設等から防災・減災に関する相談・質問等を受けるための「防災相談窓口」を設置し、希望する介護施設等に対して、直接訪問し防災・減災に関する助言等を行う。

【事業イメージ】

